

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



日曜日及び祝日における外来診療の実施について（協力依頼）
【外来診療実施医療機関に対する協力金の実施期間延長について】

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「日曜日及び祝日における外来診療の実施について（協力依頼）【外来診療実施医療機関に対する協力金の実施期間延長について】」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：前泊・石垣 /電話 098-868-7579）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

保 確 第 410 号
令和4年8月19日

一般社団法人沖縄県医師会 会長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総
括情報部長（沖縄県保健医療部長）
（公 印 省 略）

日曜日及び祝日における外来診療の実施について（協力依頼）
【外来診療実施医療機関に対する協力金の実施期間延長について】

医療機関や各地区医師会の皆様をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応に携わる方々におかれましては、本県施策に御協力いただき心から御礼申し上げます。

さて、日曜日及び祝日においては、多くの医療機関が休診となることから、救急病院の機能を兼ねた重点医療機関に患者が集中し医療提供体制の確保が難しくなっております。

このような状況を踏まえ、県では、重点医療機関の負担軽減を目的に、7月下旬から8月末までの期間を定め、日曜日及び祝日において外来診療を実施していただける医療機関に対して協力金を支給していましたが、感染の拡大が継続しております現下の状況を踏まえ、同協力金の実施期間を延長することといたしました。

つきましては、ご多忙の折恐縮ではございますが、貴管下医療施設に対するご案内について御協力をお願い申し上げます。

本協力金にご協力いただける医療機関につきましては、下記県担当者あてメールで直接ご報告いただきますようお願い致します（※なお、診療を予定しない医療機関については本協力依頼への回答は不要です）。 記

- 1 提出様式 新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業日曜日及び祝日の外来診療に係る計画書（様式2）
- 2 提出期限 1回目の診療を実施する日の3日前までに提出してください。
- 3 留意事項 「新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業に係る日曜日及び祝日の外来診療に対する協力金交付要領」をよくお読みの上、提出下さいますようお願い致します。

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部 総括情報部（県保健医療部 感染症医療確保課）

那覇市泉崎 1-2-2 4階担当：仲村（協力金担当） TEL 098-866-2006 E-mail : nakamusn@pref.okinawa.lg.jp